

処 分 基 準

令和7年6月1日作成

法 令 名： 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例
根 拠 条 項： 第15条の7第3項
処 分 の 概 要： 利用カード販売業者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2「東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例に基づく行政処分の量定基準」を参照
問 合 せ 先： 営業所又は営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
備 考：

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例に基づく行政処分の量定基準

(目的)

- 1 この基準は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成9年東京都条例第68号。以下「条例」という。）第12条及び第15条の6の規定に基づく指示並びに第13条及び第15条の7の規定に基づく、デートクラブ営業及び利用カード販売業の廃止を命ずる場合又は営業の停止を命ずる場合における量定等の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 2 この基準における行政処分の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「営業停止命令」とは、条例第13条第1項及び第2項並びに第15条の7第1項及び第2項の規定に基づき、公安委員会が営業の停止を命ずることをいう。
 - (2) 「営業廃止命令」とは、条例第13条第3項及び第15条の7第3項の規定に基づき、公安委員会が営業の廃止を命ずることをいう。
 - (3) 「指示処分」とは、条例第12条及び第15条の6の規定に基づき、公安委員会が指示をすることをいう。
 - (4) 「処分事由」とは、指示処分又は営業停止命令若しくは営業廃止命令を行うべき事由をいう。

(指示処分と営業停止命令等との関係)

- 3 「指示処分」は、営業者の自主的な条例の遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図る制度であることから、条例第12条及び第15条の6の各項に該当するときには、原則として、指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合には、営業停止又は営業廃止命令を行うものとする。

ただし、条例第12条第1項及び第15条の6第1項に規定する違反のうち、罰則の定めがある違反については、次の場合に該当するときには、指示処分を行わず、直ちに営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

- (1) 同種の条例違反に当たる悪質な条例違反を短期間に繰り返し、又は同種の条例違反について指導警告を行ったにもかかわらずその指導警告を無視するなど、指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められるとき。
- (2) 指示処分の期間中に当該指示処分には違反していないが、当該指示処分に係る条例違反と同一の条例違反が行われたとき。
- (3) 条例違反行為によって検挙された場合。（送致した場合に限る。）

(指示の基準)

- 4 指示処分は、それぞれ処分事由ごとに別紙1の「同条例に基づく指示の基準及び内容」に基づき行うものとする。

(営業停止命令の量定基準)

- 5 営業停止命令は、それぞれ処分事由ごとに基準期間、長期、短期の量定を定めた別表の「量定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

(営業停止命令の併合)

- 6 2以上の処分事由があり同時に営業停止命令を行おうとするときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。

- (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定の算出の基準となった処分事由に定められた基準期間の1.5倍をその量定とする。
- (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間に、その2分の1の日数を加えた期間をその量定とする。

ただし、その「長期」の量定は、それぞれの量定の長期を合計した期間を越えないものとする。
- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。

(観念的競合)

7 一つの行為で2以上の処分事由に該当するときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。

- (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定とされた処分事由に定められた基準期間をその量定とする。
- (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間をその量定とする。
- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。

(常習違反加重)

8 最近3年間に営業停止命令を受けた営業者に対し、営業停止命令を行うときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方については、次のとおりとする。

- (1) 「基準期間」量定は、当該営業停止命令に係る処分事由の量定について定められた基準期間に、2倍を乗じた期間をその量定とする。
- (2) 「長期」及び「短期」の量定は、5から7に定める量定の長期及び短期に、最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の2倍を乗じた期間をその量定とする。ただし、その長期は、条例の定めによる期間を超えないものとする。

(営業停止命令の期間の決定)

9 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として、別表「量定基準」に定める「基準期間」(6又は7により修正した場合にはその「基準期間」による。)によることとし、次のような事由がある場合は、情状により「長期」又「短期」の量定(6又は7により修正した場合には、その「長期」又は「短期」による。)の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

なお、加重又は軽減を行う場合には、原則として、基準期間の2分の1又は3分の1の期間の間で行うものとする。

- (1) 処分加重すべき事由とは、例えば次のようなものである。
 - ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
 - イ 指示処分中に、その処分事由と同一の処分事由に係る行為を行ったこと。
 - ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
 - エ 従業員の大多数が処分事由に係る法令違反等の行為に加担していること。
 - オ 処分事由に係る法令違反等の行為に対する改悛の情がみられないこと。
 - カ 付近住民からの苦情が多数あること。
 - キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
 - ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。
 - ケ その他加重すべき事由があること。
- (2) 処分を軽減すべき事由とは、例えば次のようなものである。
 - ア 他人に強いられて処分事由に係る法令違反等の行為を行ったこと。
 - イ 営業者の関与がほとんどないこと。
 - ウ 最近3年間に処分事由に係る法令違反等の行為がなく、改悛の情が著しいこと。
 - エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。
 - オ その他軽減すべき事由があること。

(営業廃止命令を行う場合)

10 営業廃止命令は、5から8に定めるところにより、営業停止命令の量定の長期が180日に達した場合であり、9に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいこと等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど、営業所設置禁止区域において営業を継続させることが妥当でない²と判断されるときに行うことができる。

(営業停止命令と営業廃止命令との関係)

11 営業廃止命令を行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(処分の執行)

12 営業停止命令の執行は、処分決定日の翌日から起算して7日目から行うものとする。

別表

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例に基づく行政処分の量定基準

	番号	違反事項	罰条・罰則	関連事項	区分	
第13条第1項第1号 第15条の7第1項	1	指示処分違反		第12条 第15条の6	B	
	2	第19条第1項の命令違反 (広告物の除却等命令違反)		第9条第1項 第15の3第1項	B	
	条例第25条違反					
	3	公安委員会の営業の停止等の命令違反	第25条第1項 1年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	第13条 第15条の7	A	
	4	営業者の禁止行為違反	第25条第2項第2号・第4号 6月以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第10条	C	
	5	警察官の中止命令違反		第18条	C	
	6	利用カードの販売に係る自動販売機設置禁止又は自動販売機利用カードの収納禁止違反	第25条第3項 50万円以下の罰金	第15条の4 第2項 第3項	D	
7	青少年への利用カードの販売等禁止違反	D				
第13条第1項第1号	8	営業の届出等義務違反	第25条第4項第1号・第2号 30万円以下の罰金	第7条第1項 第15条第1項	D	
	9	営業所設置禁止区域利用カードの販売等禁止違反		第15条の4 第1項	D	
	10	変更・廃止等届出義務違反	第25条第5項 20万円以下の罰金	第7条第2項 第15条第2項	E	
	11	従業員名簿備付け記載義務違反		第16条	E	
	12	報告、資料の提出指示又は虚偽の報告、虚偽の資料提出違反		第17条第1項	E	

第13条 第1項 第1号	13	立入り等の拒否、妨害、忌避違反	第25条第5項 20万円以下の罰金	第17条第2項	E
第13条 第1項 第2号	刑 法				
	14	わいせつ物頒布等	第175条 2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金若しくは科料、又は拘禁刑及び罰金を併科		B
	15	淫行勧誘	第183条 3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金		B
第13条 第1項 第3号	売春防止法				
	16	勧誘等	第5条 6月以下の拘禁刑又は1万円以下の罰金		B
	17	周旋等	第6条 2年以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金		B
	18	困惑等による売春	第7条第1項 3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金		B
			第7条第2項 3年以下の拘禁刑又は3年以下の拘禁刑及び10万円以下の罰金		B
			第7条第3項 未遂		B
	19	対償の收受等	第8条第1項 5年以下の拘禁刑及び20万円以下の罰金		B
			第8条第2項 3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金		B
	20	前貸等	第9条 3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金		A
	21	売春をさせる契約	第10条第1項 3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金		A

第13条 第1項 第3号	21	売春をさせる契約	第10条第2項 未遂		A
	22	場所の提供	第11条第1項 3年以下の拘禁刑又は 10万円以下の罰金		A
			第11条第2項 7年以下の拘禁刑及び 30万円以下の罰金		A
	23	売春をさせる業	第12条 10年以下の拘禁刑及び 30万円以下の罰金		A
	24	資金等の提供	第13条第1項 5年以下の拘禁刑及び 20万円以下の罰金		A
第13条第2項 7年以下の拘禁刑及び 30万円以下の罰金				A	
第13条 第1項 第4号	児童福祉法				
	25	児童に淫行をさせる行為	第60条第1項 10年以下の拘禁刑若し しくは300万円以下の罰 金、又はこれを併科	第34条第1項 第6号	B
	26	児童の有害支配	第60条第2項 3年以下の拘禁刑若し しくは100万円以下の罰金、 又はこれを併科	第34条第1項 第9号	B
第13条 第1項 第5号	労働基準法				
	27	15歳未満使用	第118条第1項 1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第56条第1項	C
	28	深夜業 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律を含む)	第119条第1号 6月以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金	第61条第1項	C
第13条 第1項 第6号	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律				
	29	児童買春	第4条 5年以下の拘禁刑又は 300万円以下の罰金		B

第13条 第1項 第6号	30	児童買春周旋	第5条第1項 5年以下の拘禁刑若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科		B	
			第5条第2項 7年以下の拘禁刑及び 1000万円以下の罰金		B	
	31	児童買春勧誘	第6条第1項 5年以下の拘禁刑若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科		B	
			第6条第2項 7年以下の拘禁刑及び 1000万円以下の罰金		B	
	32	児童ポルノ提供等	第7条第2項、第3項、 第4項、第5項 3年以下の拘禁刑又は 300万円以下の罰金		B	
			第7条第6項、第7項、 第8項 5年以下の拘禁刑若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科		B	
	33	児童買春等目的の人身売買等	第8条第1項 1年以上10年以下の拘 禁刑		A	
			第8条第2項 2年以上の有期拘禁刑		A	
			第8条第3項 未遂		A	
	第13条 第1項 第7号	東京都青少年の健全な育成に関する条例				
		34	青少年に対する反倫理的 な性交等の禁止	第24条の3 2年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	第18条の6	B
	第13条 第2項	35	指示後3月以内における デートクラブ営業者等か らの受託者による第9条 違反		第12条	B
第15条 の7 第2項	36	指示後3月以内における 利用カード販売業者から の受託者による第15条 の4違反		第15条の6	B	

基準例（条例違反）

区分	短期～長期	基準期間
A	45日以上180日以下	60日
B	20日以上110日以下	30日
C	15日以上90日以下	25日
D	10日以上45日以下	15日
E	5日以上30日以下	10日

基準例（法令違反）

区分	短期～長期	基準期間
A	45日以上180日以下	60日
B	20日以上110日以下	30日
C	15日以上90日以下	25日

※営業の廃止を命ずる場合は、既得権業者が180日以上の量定基準に達した場合